

香美町地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要な乗合バス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、香美町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項について協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及びサービス等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 町長が指名する者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者
- (3) 一般旅客自動車運送事業者が組織する団体
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 神戸運輸監理部の職員
- (7) 兵庫県の職員
- (8) 兵庫県美方警察署の職員
- (9) その他交通会議の運営上必要と認められる者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 交通会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、第3条に規定する委員のほか、交通会議に学識を有する者又は関係機関等の職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

5 第3項の定めに関わらず、「地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について」（平成18年9月15日国自旅第161号）に定める「地域公共交通会議の設置及び運営に関するガイドライン」5.(3)地域公共交通会議における検討プロセスに基づく協議結果又は当該検討プロセスに基づき協議が調ったものとみなされた事項については、交通会議の議決があったものとする。

6 交通会議は、原則として公開とする。

7 公開にあたっては、開催日時、場所、協議事項、協議内容及び協議が調った事項等を記載した議事概要を、交通会議の主宰者である町のホームページで公開することにより代えることができる。

8 前項の規定にかかわらず、公開しようとする情報に個人情報が含まれる場合又は公開することにより個人若しくは法人その他の団体に不利益を与える恐れがある場合は、全部又は一部を非公開とすることができる。

(部会)

第7条 第2条に掲げる事項並びに運賃及び料金等について専門的な調査及び検討並びに交通計画の実施等を行うため、必要に応じて協議会に部会を置くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、個人情報その他交通会議で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第9条 委員その他交通会議関係者は、交通会議において協議が調った事項等について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この告示の施行の日以後最初に開かれる交通会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則 (平成24年3月8日告示第78号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年8月22日告示第137号)

この告示は、公布の日から施行し、令和6年8月21日から適用する。

附 則 (令和8年7月24日告示第80号)

この告示は、公布の日から施行する。